



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

38

1・はじめに

「母亡き後、母と暮らしていた兄から母が生前作成した遺言書を見せられました。それによると、弟の私への相続分は一切ありません。私は、母とケンカして家を飛び出したきりでした。母は、自分を介護してくれ

2・遺留分とは

た兄に全て相続させることとしたようです。この場合、私は何ももらえないのでしょいか」

遺留分について

遺留分とは、要するに、遺言によっても優さる割合というの、ほとんどの場合は法定相続分の2分の1です。したがって、法定相続分の2分の1ではあります。少なくともこの分は遺留分として認められることとなります。

3・遺留分減殺請求

兄弟姉妹以外の相続人には遺留分があるわけですが、それを侵された場合に、遺留分を請求する権利があります。これを遺留分減殺請求権といいます(民法1033条)。

4・行使の期限

①相続の開始と②遺留分減殺請求権を行使できることを知ってから1年経過、または、相続開始から10年経過すると行使できなくなります。このなかでポイントになるのは①相続の開始を知った時期です。

5・兄弟姉妹の扱い

遺留分減殺請求権は、

が自身の母親の死を8年間知らなかったという事案がありました。この場合、依頼者が①相続の開始時である母親の死を知った時期がポイントになります。依頼者が葬儀に参列していれば、遅くともその時点で相続開始を知ったこととなります。他方、絶縁状態が長期間に及んだため依頼者には葬儀の知らせすら届かなかったという状況であれば、相続開始を知ったのはかなり遅い時期になります。

6・具体例

冒頭の事案で、お父様も既にお亡くなりだとす

被相続人の兄弟姉妹には認められません。ここが相続人の範囲とズレる点です。つまり、誰が相続人になるかという場面では、第1順位は被相続人の子、次は親、その次は兄弟姉妹です。しかし、遺留分減殺請求権は、子と親までにしか認められていません。したがって、被相続人の兄弟姉妹の相続分が侵されていても、被相続人の兄弟姉妹は遺留分すら請求することができません。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所) 大阪北区梅田1-2-21000号、電話06-345-11618(午前10時~午後5時)、E-mail: ymeda@law.jp。主な役職は、大井遺言相続委員会委員、専門相談員(遺言相続▽家事▽債務整理▽交通▽労働▽建築)、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。